

熊本県熊本地方の地震に伴う 雇用調整助成金利用に係る特例について

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、以下の1及び2の特例により雇用調整助成金を利用できます。（熊本地震の影響による休業であれば熊本県以外の事業所でも利用できます）。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3（中小企業の場合）を助成します。
- 地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します。
 - ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
 - ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

1 要件緩和

●現行支給対象事業主要件

生産量（額）、販売量（額）、売上高など事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同月比10%以上減少している事業所

●特例措置の支給対象事業主要件

生産量（額）、販売量（額）、売上高など事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均値が前年同月比10%以上減少している事業所

2 遡及適用

平成28年4月14日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成28年7月20日までに提出があったものについては、事前に届け出られたものとする。

お問い合わせ先

佐賀労働局職業安定部
職業対策課

〒840-0801
佐賀市駅前中央3丁目3-20
佐賀第2合同庁舎6階

0952-32-7173